

◎新潟県告示第606号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和元年11月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 燕弥彦都市計画道路
- (2) 名称 3・3・3号 燕弥彦線  
3・3・4号 燕分水線  
3・3・20号 吉田西太田線  
3・4・21号 国道116号線  
3・4・22号 月潟吉田線  
3・5・23号 吉田本所学校町線  
3・3・40号 国道116号吉田バイパス

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・3・3号 燕弥彦線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
なし
- (2) 3・3・4号 燕分水線
  - ア 追加する部分  
燕市下粟生津字横町、字下組、野本字村附、田中新字裏畑、字二反田、字早稲田、字前田の各一部
  - イ 削除する部分  
なし
- (3) 3・3・20号 吉田西太田線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
燕市吉田字流間、字明院、字谷内、中増、富永字腰廻、富永十兵衛新田字谷地、吉田吉栄字苗代割、字一番割、吉田法花堂字下岡田、字苗代割、字大開、吉田下中野字潟の内、吉田西太田字土手内の各一部
- (4) 3・4・21号 国道116号線
  - ア 追加する部分  
新潟市西蒲区津雲田字横上、字堤ノ内、燕市鴻巣字雑司免、字西ノ神、字糺、字ヤケ、下粟生津字下組、字潟、字横町、字上組、粟生津字山王の各一部
  - イ 削除する部分  
なし
- (5) 3・4・22号 月潟吉田線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
燕市富永字腰廻、吉田字谷内の各一部
- (6) 3・5・23号 吉田本所学校町線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
燕市吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田新町の各一部
- (7) 3・3・40号 国道116号吉田バイパス
  - ア 追加する部分  
燕市熊森字四ツ割、字八幡田、粟生津字山王、下粟生津字上組、字横町、字下組、吉田西太田字土手内、

吉田下中野字瀧ノ内、吉田法花堂字大開、字下岡田、吉田吉栄字一番割、字二番割、吉田字中増、富永字仲沖、字松田、米納津字野附、字原、字大島崎、米納津、吉田鴻巣字箱根、吉田鴻巣字小川、字三方口、字堅割、新潟市西蒲区津雲田字堤の内、字横上、和納字三田、高橋字カサバ、字土手下、下和納字町田の各一部

イ 削除する部分  
なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和元年11月5日  
至 令和元年11月19日

(2) 場所

- ア 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）  
新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課
- イ 新潟市東区竹尾2丁目2番80号（〒950-8716）  
新潟県新潟地域振興局地域整備部庶務課行政係
- ウ 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）  
燕市都市整備部都市計画課
- エ 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（〒951-8550）  
新潟市都市政策部都市計画課
- オ 新潟市西蒲区巻甲2690番地1（〒953-8666）  
新潟市西蒲区役所建設課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

燕市及び新潟市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和元年11月19日（火）（必着のこと。）